

令和7年1月21日

野球場利用者 様

建設緑政局緑政部みどりの管理課長

一部市内の野球場における複合バットの取扱いについて（通知）

市内にある一部の野球場について、令和7年4月1日から複合バットの使用を禁止にいたしますので、御理解と御協力くださいますようお願いいたします。

1 対象野球場

- (1) 川崎区内5球場（池上新田球場・小田球場・桜川球場・大師球場・富士見球場）
- (2) 幸区内1球場（御幸球場）
- (3) 中原区内1球場（等々力運動広場）
- (4) 麻生区内1球場（とんびいけ球場）

2 対象物件

複合バット（打球部にウレタンやカーボン等の異なる素材を組み合わせたバット）

- (例) ○美津濃株式会社（ミズノ） ビヨンドマックスシリーズ
- 株式会社エスエスケイ（SSK） ライズアーチシリーズ
- ゼット株式会社（ZETT） ブラックキャノンシリーズ 等

3 禁止の理由

複合バットは、木製・金属製バットに比べて、打球の飛距離が大きく伸びることから、防球ネット・フェンスを越える事例があり、住宅地に設置している野球場においては、近隣の住宅や歩行者に危害を与えるといった事故も発生しているため。

4 今後の周知等について

川崎市ホームページ内コンテンツ「野球場利用申込について」及びふれあいネットのウェブサイトにて、禁止の旨を周知します。また、メールで受付している野球場抽選申込者に対し、一定期間、本件内容をお知らせいたします。

なお、禁止後に対象球場で複合バットの使用が見受けられた場合には、使用を止めるよう指導するとともに、応じない場合は退場を命じる場合があります。（複合バットを利用した場合における利用者と近隣住民のトラブルにおいて、本市は一切の責任を負いません。）

建設緑政局緑政部みどりの管理課

TEL 044-200-2394

MAIL 53mikan@city.kawasaki.jp